

桑名市訓令・桑名市教育委員会訓令・桑名市監査委員訓令・桑名市上下水道事業訓令・桑名市消防本部訓令・桑名市議会訓令・桑名市農業委員会訓令第1号

庁中一般
出先機関
教育委員会事務局
監査委員事務局
上下水道部
消防本部
消防署
議会事務局
農業委員会事務局

桑名市職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市教育委員会教育長 加藤 眞 毅

桑名市代表監査委員 藤本 直 記

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市消防長 杉山 伸 司

桑名市議会議長 富田 薫

桑名市農業委員会会長 南部 時 英

桑名市職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱の一部を改正する訓令

桑名市職場におけるハラスメントの防止等に関する要綱（平成 30 年桑名市訓令・桑名市教育委員会訓令・桑名市監査委員訓令・桑名市上下水道事業訓令・桑名市消防本部訓令・桑名市議会訓令・桑名市農業委員会訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項第 1 号中「、市民環境部地域コミュニティ局地域コミュニティ課女性活躍・多文化共生推進室」を「、市民環境部地域コミュニティ局地域コミュニティ課」に改める。

第 7 条第 5 項中「、地域コミュニティ課女性活躍・多文化共生推進室長」を「、地域コミュニティ課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。